

令和6年度香川県園芸総合センターしだれ桜ライトアップ委託業務基準仕様書

1 事業概要

(1) ライトアップ期間 令和7年3月25日(火)～3月27日(木)(3日間)

(2) ライトアップ時間

- ① 開園時間を20時まで延長して実施する。
(ただし、開園場所は空港公園連結門からしだれ桜までとする)
- ② 照明の点灯時間は18時～20時、入園は19時45分までとする。

(3) 場所

香川県園芸総合センター内のしだれ桜を中心とした区域(図面参照)

(4) 駐車場

- ① ライトアップ期間中のさぬき空港公園駐車場(第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場)を無料駐車場として使用し、利用者の安全確保のため香川県園芸総合センター(以下、園総センター)しだれ桜ゾーンへのアクセス道に照明を設置すること。ただし、同駐車場内に照明用の電源が無いので、照明器具を設営すること。また、照度については、近隣への迷惑にならないよう配慮すること。園総センター及び香南アグリームの駐車場は、高松空港利用者等の優先通行のため、使用しない。
- ② 利用時間は、17時～20時30分、最終駐車場入場は19時30分とする。
- ③ 第3駐車場は、送迎として、さぬき空港公園第1駐車場まで小型バスを運行する。

2 委託業務の内容

(1) ライトアップの企画

ライトアップ期間中の18時から、しだれ桜を中心に魅力を最高に引き出せるよう効果的にライトアップし、多くの来園者に園総センターの風景を楽しんでもらえるような優れた企画とすること。

- ① 来園者の安全性に配慮し、スムーズな動線となるよう、また桜の見どころを効果的に取り入れ、園総センターのしだれ桜の魅力を最大限に味わうことができるよう、コース案を受託者において作成すること。
- ② コース案の作成にあたっては、人の流れが滞留するのを避けるため、来園者が密集・密接しやすいビュースポットや道幅の狭い園路などにおいては、一方通行とするなど対策を行うこと。併せて、車いす利用者に配慮すること。
- ③ さぬき空港公園の第1, 2, 3駐車場のトイレは使用できる。
- ④ 園総センターのしだれ桜ゾーンを除き、立ち入り禁止とする。
- ⑤ ライティングに関し、外部の専門家等に監修を受けることも可能である。については、ライトアップの効果や芸術的観点から優れた評価を受けられるようにライティングを行うこと。なお、監修者を置いた場合は、氏名等を公表することがある。また、監修者を置く場合であっても、施設や樹木の保護、来園者の安全性及び施設管理の都合により変更等を求めることがある。

※専門家等とは…ライティングに関し、資格保有者又は職業として実務経験のある者、若しく

はライティングデザイン等について研究している研究機関等

⑥ライティング計画は、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) 会場等設営・運営管理業務

① 灯具の設置及び管理

ア 設置場所：しだれ桜を中心に委託者と受託者が協議のうえ決定する。器具配置図を事前に作成すること。

イ 設置期限：ライトアップ開始日の前日 17 時まで配線及び灯具配置を終えること。

ウ 設置条件：器具は受託者において準備すること

- ・設置に際しては、樹木や工作物を損傷しないようするとともに、灯具が来園者の観賞の視界に入らないよう、また美観を損ねないよう配慮すること（灯具の種類、色、形等や設置位置については、委託者と現地協議のうえ決定すること）。
- ・主ケーブルが園路を横断する箇所については、養生や最短距離を浅く埋設するなど、美観を損ねないよう配慮するとともに、来園者の通行の障害にならないよう安全面に配慮すること。
- ・試験点灯時及びライトアップ期間中の照明対象のしだれ桜の開花状況により、主ケーブルの配線替えを伴わない照明器具の移動等が生じる場合、その経費については受託者負担を原則とする。

② 駐車場からしだれ桜ゾーンまでの通路照明の設置及び管理

さぬき空港公園第 1 駐車場からしだれ桜ゾーンへの通路は、園路通路を利用すること。

照明の設置方法及び設置場所等については、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

③ さぬき空港公園第 3 駐車場から第 1 駐車場までの来園者の送迎

来園者の送迎として、さぬき空港公園第 3 駐車場から第 1 駐車場までの往復に小型バスを運行すること。

④ その他照明器具の設置及び管理についての留意事項

- ・配線工事には幹線工事、配電盤、二次側配線を含むものとする。
- ・ライトアップ期間前に必ず試験点灯（委託者が別途指示する日に行うものとする）し、委託者と灯具や園路照明等の設置位置や方法について確認し承認を得ること。その際、設置位置や方法に問題がある場合は、変更を求めることがある。
- ・ライトアップ期間中、照明器具・電気配線等の設置状況に危険箇所がないか随時点検し、必要に応じて補正すること。
- ・園内に設置した配線及び灯具等は、3 月 28 日（金）までに撤去すること。
- ・さぬき空港公園駐車場での車両の入退場については、平日昼間の運用と同じとすること。
- ・さぬき空港公園駐車場内に利用者の安全確保のため照明を設置すること。ただし、同駐車場内に照明用の電源が無いので、電源不要な照明器具とすること。また、照度については、近隣への迷惑にならないよう配慮すること。

⑤ 駐車場誘導等看板の作成・設置及び管理・撤去等

看板の作成に当たっては、委託者と事前に相談すること。

ア 誘導看板

- ・ライトアップ期間中毎日、駐車場への誘導などを示す看板を設置し、照明を行うこと。
- ・設置箇所は事前に配置図を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・必要に応じ、受託者において関係法令に基づく許可申請を行うほか、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

イ 上記看板等の撤去

- ・雨天時は、必要に応じて、委託者が指定する場所へ移動させること。
- ・荒天時（大雨、強風等）は、委託者の指示に従い、安全な場所に保管すること。

ウ 駐車場（さぬき空港公園第1，2，3駐車場）

- ・ライトアップ期間中は、さぬき空港公園第1，2，3駐車場を臨時無料駐車場とするため、利用者に対し、分かりやすい照明付きの誘導看板を設置すること。
- ・利用者に対する誘導看板は、利用時間の15分前から設置すること。

⑥ 会場警備・案内等管理

下記警備員は、配置場所及び服装、懐中電灯等装備については、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

警備員（専門職）

○配置日：ライトアップ期間中毎日

○業務時間：16時45分～20時45分とする。

○配置場所：さぬき空港公園第1，2，3駐車場内、出入り口周辺及び園総センター正門等

○業務内容

- ・さぬき空港駐車場入場者の入退場の誘導、駐車位置の指示を行う。園総センター正門前については、さぬき空港公園駐車場への誘導を行う。なお、駐車場の運営管理にあたっては、高松空港利用者等の優先通行に配慮すること。
- ・さぬき空港公園第1，3駐車場については、来園者送迎のために運行する小型バスの運行の安全確保を行う。
- ・さぬき空港公園駐車場内のゴミ等収集及びゴミ等の処理を行う。

(3) 混雑緩和対策・周辺対策の内容

ア 混雑緩和対策

- ・空港へのアクセスの妨げを防止する対策を提案すること。
- ・駐車場への出入りの混雑緩和する対策を提案すること。
- ・駐車場の満車時の対策を提案すること。

イ 周辺対策

- ・近隣への迷惑駐車を防止するため対策を提案すること。

(4) 広報等に関する業務

ア 効果的な広報活動について

- ・ライトアップを広く周知するために効果的な広報活動を提案すること。
- イ 広報デザインの制作について
- ・ライトアップを広く周知するための広報デザインを提案すること。
 - ・広報デザインには、次の文言（又は内容）を加えたものとする。
 - ① 「さぬきフラワーガーデン」「しだれ桜ライトアップ」
 - ② 開催期間・ライトアップ時間
 - ③ 駐車場の案内図
 - ・広報デザインは、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
 - ・制作したデザインは、イラストレーター、ワード、エクセル等の加工可能なデータ及びPDFで作成し、契約締結後、委託者が指定する期日までに、CD-ROM または DVD-ROM に収録の上、納品すること。
 - ・納品されたデザインの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用してはならない。
- ウ ポスター、フライヤーの作成について
- ・ポスターは、イの広報デザインを用い、A2 版、50 枚を委託者が指定する期日までに納品すること。
 - ・フライヤーは、表面にイの広報デザインを用い、裏面には会場案内図を表示することとし、A4 版、3000 枚を委託者が指定する期日までに納品すること。

3 法令等の遵守

従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令及びその他の関係法令を遵守すること。

4 その他事項

- (1) かがわエコイベントマニュアルを踏まえ省エネルギーやゴミの少量化など環境に配慮したイベントになるよう努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、この仕様書に明記されている内容を遵守すること。
- (3) ライトアップ期間中、照明点灯開始前から照明の消灯時まで次の担当者が公園内に常駐すること。
 - ① 総括責任者
当該業務全般を把握、警備員等人員配置などの指示担当者（下請け不可） 1 名
 - ② 電気（設備）関係に精通した技術者
照明器具等に損傷・不具合が生じた場合に、早急に復旧対応できる技術者 1 名
- (4) 桜の開花状況により、日程が変更になる場合がある。照明器具の設営等作業工程については、時間的に十分余裕を持って行うこと。
- (5) コース設定、照明器具配置等について、企画案を尊重するものであるが、施設や樹木の保護、来園者の安全性及び管理の都合により変更等を要求することがある。
- (6) 受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託する業務内容、契約金額、再委託の必要性その他契約担当者が必要と認める事項等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得ること。

5 提出書類

(契約締結時)

- ・ 詳細工程表
- ・ コース図 (変更のある都度)
- ・ 照明器具配置図 (変更のある都度)
- ・ 看板等及び警備員配置図 (変更のある都度)
- ・ 監修者の指示記録 (指示のあった都度) (監修者を置く場合)
- ・ 連絡系統図
- ・ 広報デザイン (CD-ROM または DVD-ROM)
- ・ その他委託者が別途指示するもの

(業務完了時)

- ・ 委託業務完了報告書 (照明・灯具在庫状況の報告含む)
- ・ 記録写真 (会場等設営状況、器具配置状況等)
- ・ 請求書 (委託者の検収に合格した後、提出すること)

図面

香川県園芸総合センター敷地図面

